

佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱

平成29年 5 月 16 日

告示第153号

(趣旨)

第1条 この告示は、特定有人国境離島地域である本市における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年府海事第7号）、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領（平成29年府海事第7号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年府会第393号）及び佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 個人開業若しくは会社等の設立を行うこと又は既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること。
- (2) 事業拡大 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品又はサービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと。
- (3) 常用雇用 事業所に常時雇用（期間を定めずに雇用され、又は1月を超える期間を定めて雇用されることをいう。）をされている場合をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であって、第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、

第4号から第8号までのいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本市内において創業する者（事業を承継する者を含む。）
- (2) 本市内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者
- (3) 本市内の産品、サービス等の販売を目的として本市以外の地域において創業する者（以下「地域外創業者」という。）
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。
- (5) 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。
- (6) 市税等を滞納していない者であること。
- (7) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (8) 別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

（交付対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のいずれかの要件を満たす雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大

ア 創業の場合、当該交付対象事業の初年度に交付決定された日から翌々々の2月末日までに従業員を新たに雇用し、補助金による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる事業

イ 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を雇用し、補助金による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると認められる事業

ウ 地域外創業をする者の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある本市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の雇用に寄与し、補助金による助成終了後においても雇用が継続又は拡大するものと見込まれる事業

- (2) 計画期間終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものである事業
- (3) 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれる事業
(雇用に関する要件)

第5条 この補助金における雇用に関する要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画期間中に1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を常用雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続すること。
- (2) 創業の場合において、佐渡市に居住して創業するときは、自らを雇用したとみなすことができること。
- (3) 冬季間に閉業する宿泊施設等季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができること。
- (4) 事業採択日より前に雇用した従業員は、新たに雇用した者には該当しないこと。
- (5) 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、30日以内に別の者を雇用しなければならないこと。
- (6) 雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等をする事業計画の場合は、補助金の交付対象としないこと。

(交付対象事業の実施期間)

第6条 交付対象事業の実施期間は、当該交付対象事業の実施年度に交付決定された日から翌年の2月末日までの期間とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条の交付対象事業に要する経費であって、別表第1に掲げるもののうち、実施期間内に契約、取得及び支払いが完了したものとす。ただし、国等による他の補助事業等の対象となっている経費は、補助対象外とする。

(補助金の交付額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とする。この場合において、補助金の額について1,000円未満の端数が生じたときは、

その端数を切り捨てる。

- 2 補助対象経費及び補助額の上限額は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄の額とする。

区分	補助対象経費の 上限額	補助額の 上限額
創業	600万円	450万円
事業拡大	1,600万円	1,200万円
事業拡大（設備費及び改修費 を経費に計上しない場合）	1,200万円	900万円

（交付対象事業の募集）

第9条 市長は、期間を定めて交付対象事業の募集をするものとする。

- 2 市長は、交付対象事業の募集に当たっては、公募要領を定めて公表するものとする。

（交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする個人事業者又は法人事業者（以下「申請者」という。）は、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請書（様式第1号）に、佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業計画書（様式第2号）のほか、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、地域社会の維持にとって特に重要であって、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業にあつては、最長で5年間の計画期間の申請をすることができる。

- (1) 佐渡地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果がある事業
- (2) 事業拡大の場合にあつては、従業員を毎年純増させる事業

- 3 申請者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を付して得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(審査)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、交付決定に当たり、広く有識者等から意見、助言等を求めるため、佐渡市雇用機会拡充事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 市長は、知識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、おおむね5人程度の者に審査会への参加を求めるものとする。

3 審査会は、審査終了後速やかに審査結果を市長に報告する。

(交付決定)

第12条 市長は、前条の審査に基づき、補助金の交付をすることが適当と認めたときは、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、前条の審査に基づき、補助金の交付をすることが適当ではないと認めたときは、佐渡市雇用機会拡充事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(変更等の申請)

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合には、佐渡市雇用機会拡充事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとする場合

(2) 事業を中止又は廃止しようとする場合

(3) 事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、佐渡市雇用機会拡充事業補助金変更交付決定（不決定）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知する。

(実績報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、佐渡市雇用機会拡充事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に佐渡市雇用機会拡充事業補助金実績報告内訳書（様式第8号。以下「実績報告内訳書」という。）を添え、市長が定める日までに報告しなけれ

ばならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して20日以内又は交付の決定を受けた日の属する年の翌年の3月10日のいずれか早い日までとする。

3 第10条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による報告を行う場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、補助事業者は、事業実施期間完了後から3年間の事業の実施状況について、実績報告内訳書により、市長が定める日までに報告しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、佐渡市雇用機会拡充事業補助金額確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知する。

2 補助事業者は、前項の規定により通知を受けた場合は、佐渡市雇用機会拡充事業補助金請求書(様式第10号)を速やかに市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、佐渡市雇用機会拡充事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、期限を付して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがで

きる。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、佐渡市雇用機会拡充事業補助金返還命令書（様式第12号）により期限を付して当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 本条の規定は、補助金事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（申請の取下げ）

第18条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請取下げ書（様式第13号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助金の経理）

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権等」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、速やかに佐渡市雇用機会拡充事業補助金産業財産権等届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について佐渡市雇用機会拡充事業補助金取得財産等管理台帳（様式第15号）を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条に定める実績報告書に佐渡市雇用機会拡充事業補助金取得財産等明細表（様式第16号）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者は、取得財産等について、法令に定める期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ佐渡市雇用機会拡充事業補助金財産処分等承認申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提出があった場合は、これを審査し、承認の適否を決定したときは、佐渡市雇用機会拡充事業補助金財産処分等承認審査結果通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の収益納付）

第23条 補助事業者は、補助事業実施中及び補助事業完了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権等の譲渡又はこれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、佐渡市雇用機会拡充事業補助金収益状況報告書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、これを審査し、相当

の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対して、交付された補助金の全部又は一部に相当する額の納入をさせることができる。

(補助金等交付の停止)

第24条 市長は、補助事業者が別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間においてこの告示による補助金及び補助金等交付の停止の規定を定めている要綱等により交付する補助金等(同表においてこれらを「補助金等」という。)の交付を停止する。

2 別表第2に定める措置要件は、不正又は不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

3 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第2に定める停止期間の2倍の期間とする。

(報告及び調査)

第25条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに佐渡市雇用機会拡充事業補助金遂行状況報告書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付申請時の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、補助事業完了後も、補助事業者における雇用の実態を調査することができる。

6 市長は、前項の規定による調査を行う場合は、第3項及び第4項の規定を準用する。

(終期)

第26条 この補助金の終期は、平成32年3月31日までとする。

(所管)

第27条 この補助事業の事務は、企画課において所掌する。

(その他)

第28条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

対象経費	経費内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む。） ・ 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・ 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限る。 注）売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象外とする。 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外とする。
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の用に供する建物及び建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・ 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。）

	<p>・ 創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）</p> <p>・ 給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。</p> <p>注）代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象外とする。</p>
研究開発費	<p>・ 商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）</p>
市外からの事務所移転促進費	<p>・ 市外から市内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転を促進するための諸経費</p>
従業員の教育訓練経費	<p>・ 従業員の資格取得（市内で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）</p> <p>注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象外とする。</p>

別表第2（第3条、第24条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適當であるとき。	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

㊞

（団体の場合は団体名及び代表者名）

佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請書

佐渡市雇用機会拡充事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業の完了予定年月日	
補助金交付申請額	円

【添付書類】

- 1 誓約書（別紙1）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 その他必要な書類

別紙（様式第1号関係）

誓約書

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の3年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 訴訟又は法令順守上の問題を抱えているものでないこと。
- 2 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。
- 3 市税等を滞納していない者であること。
- 4 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。
- 5 佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱別表第2に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

㊞

（団体の場合は団体名及び代表者名）

佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業計画書

1 申請者

①申請者概要

ふりがな 氏名 (代表者氏名)	Ⓜ	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	<input type="checkbox"/> 大正、 <input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
(4/1以降に創業済みの場合) 会社名			区分	<input type="checkbox"/> 1. 法人 <input type="checkbox"/> 2. 個人
連絡先住所等	〒 ー		現在の職業	<input type="checkbox"/> 1. 会社役員 <input type="checkbox"/> 2. 個人事業主 <input type="checkbox"/> 3. 会社員 <input type="checkbox"/> 4. パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 5. 学生 <input type="checkbox"/> 6. 無職 <input type="checkbox"/> 7. その他 ()
	TEL			
	FAX			
	E-mail			
現在の事業概要 (既に事業を営んでいる場合)	<input type="checkbox"/> 現在の事業形態 <input type="checkbox"/> 株式会社、 <input type="checkbox"/> 合同会社、 <input type="checkbox"/> 合資会社、 <input type="checkbox"/> 合名会社、 <input type="checkbox"/> 一般社団法人・財団法人、 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人、 <input type="checkbox"/> 協同組合、 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 現事業の年数 年 <input type="checkbox"/> 現事業の内容			
職 歴	□昭・□平 年 月			
	□昭・□平 年 月			

②実施形態

開業・法人設立日 (予定日)	平成 年 月 日			
申請区分	<input type="checkbox"/> 1. 創業 <input type="checkbox"/> 2. 事業拡大 <input type="checkbox"/> 3. 事業拡大 (設備投資を伴わない)			
事業実施地 (予定地)	〒 ー		事業 形態	<input type="checkbox"/> 1. 個人創業 ↳ <input type="checkbox"/> 補助事業期間中の 法人化も検討している <input type="checkbox"/> 2. 会社設立 ↳ <input type="checkbox"/> 2-1 株式会社 <input type="checkbox"/> 2-2 合名会社 <input type="checkbox"/> 2-3 合資会社 <input type="checkbox"/> 2-4 合同会社 <input type="checkbox"/> 3. 事業承継 ↳ <input type="checkbox"/> 3-1 個人承継 <input type="checkbox"/> 3-2 法人承継 <input type="checkbox"/> 4. 事業拡大 ↳ <input type="checkbox"/> 4-1 規模・能力拡大 <input type="checkbox"/> 4-2 新事業進出
産業分類 ※経済センサスの 事業分類による				
資本金又は 出資金	千円			
株主又は 出資者数	名			
役員・ 従業員数 ※従業員等の区分は 別添による	合計	内訳		
		①個人業主	名	⑤正社員・正職員以外 (事業拡大する部署の従業者)
		②無給の家族従業者： (事業拡大する部署の従業者)	名 名	⑥臨時雇用者 (事業拡大する部署の従業者)
		③有給役員	名	⑦派遣従業者名 (事業拡大する部署の従業者)
		④正社員・正職員 (事業拡大する部署の従業者)	名 名	

2 事業内容

① 事業名

②事業概要（事業拡大の場合、既存事業と新たに拡大する事業の区別が明確になるように記載して下さい。）

ア：事業概要

イ：事業実施に至る背景

ウ：事業性

エ：成長性

オ：継続性

②雇用創出人数	事業開始後、新たに週20時間以上、勤務する 常用雇用数を記載して下さい。	③雇用時期	
----------------	---	--------------	--

③都道府県計画との整合性、基本方針との関連性

④本事業全体に係る資金計画

(単位：千円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金			自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先)	
			うち、特定有人国境離島地域事業活動支援 利子補給金	
			その他(本事業の売上金、親族からの借入金 等)	
設備資金の合計				
運転資金			◎補助金申請額 (経費明細と一致させてください。)	
	運転資金の合計			
合 計			合 計	

- 【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】**
- 既に調達済み
 - 補助事業期間中に調達見込みがある
 - 将来的に調達見込みがある

 - 特定有人国境離島地域事業活動支援
利子補給金の利子助成制度を利用(予
定)

(千円)

補助金交付希望相当額の手当方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金 調達先：	
調達先：	
その他(調達先：)	

3 経費明細表

(単位：円)

費目	事業費		経費の内訳
	全体事業費 (消費税抜)	交付申請額 (消費税抜)	
(1) 設備費			
(2) 改修費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費			
(6) 研究開発費			
(7) 市外からの事務所移転 促進費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計			

4 他の補助金等の利用状況 (該当案件がある場合のみ記載)

<国の補助金 1>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<都道府県・市町村の補助金 1>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<国の補助金 2>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<都道府県・市町村の補助金 2>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐渡市雇用機会拡充事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

交付決定額	円
交付の条件	

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



佐渡市雇用機会拡充事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった佐渡市雇用機会拡充事業補助金については、下記のとおり
交付しないこととしましたので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第12条第2項の規定によ
り通知します。

記

交付しないことを決定した理由

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

印

佐渡市雇用機会拡充事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた佐渡市雇用機会拡充事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

3 変更前交付決定額 _____ 円

4 変更後交付申請額 _____ 円

5 添付書類

（変更の内容が確認できるもの）

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



佐渡市雇用機会拡充事業補助金変更交付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで交付決定した佐渡市雇用機会拡充事業補助金については、次のとおり変更することとしましたので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

変更交付決定額 （不決定の理由）	円
変更交付決定の内容	
交付の条件	

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名



（団体の場合は団体名及び代表者名）

佐渡市雇用機会拡充事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった佐渡市雇用機会拡充事業について、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の名称	
補助事業の成果	
補助事業の経費の決算額	円
補助事業の完了年月日	円
添付書類 （1）佐渡市雇用機会拡充事業 補助金実績報告内訳書 （2）その他必要な書類	

佐渡市雇用機会拡充事業補助金実績報告内訳書

1 報告者

①報告者概要

ふりがな 氏名 (代表者氏名)	Ⓜ	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	<input type="checkbox"/> 大正、 <input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
会社名			区分	<input type="checkbox"/> 1. 法人 <input type="checkbox"/> 2. 個人
連絡先住所等	〒 -	TEL		
		FAX		
		E-MAIL		

②実施形態（実績報告時点の状況等を記載のこと）

開業・法人設立日	平成 年 月 日			
申請区分	<input type="checkbox"/> 1. 創業 <input type="checkbox"/> 2. 事業拡大 <input type="checkbox"/> 3. 事業拡大（設備投資を伴わない）			
事業実施地	〒 -		事業 形態 <input type="checkbox"/> 1. 個人創業 ↳ <input type="checkbox"/> 補助事業期間中の 法人化も検討している <input type="checkbox"/> 2. 会社設立 ↳ <input type="checkbox"/> 2-1 株式会社 <input type="checkbox"/> 2-2 合名会社 <input type="checkbox"/> 2-3 合資会社 <input type="checkbox"/> 2-4 合同会社 <input type="checkbox"/> 3. 事業承継 ↳ <input type="checkbox"/> 3-1 個人承継 <input type="checkbox"/> 3-2 法人承継 <input type="checkbox"/> 4. 事業拡大 ↳ <input type="checkbox"/> 4-1 規模・能力拡大 <input type="checkbox"/> 4-2 新事業進出	
産業分類 ※経済センサの 事業分類による				
資本金又は 出資金	千円			
株主又は 出資者数	名			
役員・ 従業員数 ※従業員等の区分は 別添による	合計	内 訳 名	①個人業主 名	⑤正社員・正職員以外 (事業拡大した部署の従業者) 名
			②無給の家族従業者： (事業拡大した部署の従業者) 名	⑥臨時雇用者 名 (事業拡大した部署の従業者) 名
			③有給役員 名	⑦派遣従業者名 名 (事業拡大した部署の従業者) 名
			④正社員・正職員 (事業拡大した部署の従業者) 名	

2 事業実施状況

(事業拡大の場合、既存事業と新たに拡大した事業の区別して記載して下さい。)

①実施概要

②雇用創出人数	週20時間以上、勤務した常用雇用数を記載して下さい。 名	③雇用時期 (個人ごとに記入)			
④都道府県計画との整合性、基本方針との関連性					
⑤本事業全体に係る資金計画（実績）					
（単位：千円）					
必要な資金（実績）		金額	調達の方法（実績）		金額
設備資金			自己資金		
			金融機関からの借入金 (調達先)		
			うち、特定有人国境離島地域事業活動支援 利子補給金		
	設備資金の合計		その他（本事業の売上金、親族からの借入金 等）		
運転資金			◎補助金申請額 (経費明細と一致させてください。)		
	運転資金の合計				
合 計			合 計		

⑥事業実績

実施時期	具体的な実施内容
(年 月 ~ 年 月期)	
(年 月 ~ 年 月期)	
(年 月 ~ 年 月期)	
(年 月 ~ 年 月期)	
(年 月 ~ 年 月期)	

⑦業績評価指標の達成状況						
	(年月～年月期)	(年月～年月期)	(年月～年月期)	(年月～年月期)	(年月～年月期)	(年月～年月期)
売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益						
経常利益						
人件費						
減価償却費						
付加価値額						
設備投資額						
従業員数	人 (うちパート・7割未満)	人 (うちパート・7割未満)	人 (うちパート・7割未満)	人 (うちパート・7割未満)	人 (うちパート・7割未満)	人 (うちパート・7割未満)

3 経費明細 (実績)

(単位：円)

費目	事業費		経費の内訳
	全体事業費 (消費税抜)	交付対象額 (消費税抜)	
(1) 設備費			
(2) 改修費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費			
(6) 研究開発費			
(7) 市外からの事務所移転 促進費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計			

4 他の補助金等の利用状況（該当案件がある場合のみ記載）

<国の補助金 1>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<都道府県・市町村の補助金 1>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<国の補助金 2>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

<都道府県・市町村の補助金 2>

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	年 月

添付書類

<ul style="list-style-type: none"> ・経費費目ごとの明細と金額、支払い金額が確認できる契約書や領収書等の書類 ・雇用した従業員個々の氏名と雇用期間が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など） 	<p>コピー 1 部</p> <p>コピー 1 部</p>
--	-------------------------------

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



佐渡市雇用機会拡充事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した佐渡市雇用機会拡充事業補助金については、次のとおり額を確定しましたので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 _____ 円

2 交付確定額 _____ 円

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所

氏 名 印

佐渡市雇用機会拡充事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった佐渡市雇用機会拡充事業補助金を次のとおり交付されるよう、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により請求します。

補助金請求額 _____ 円

(振込口座)

金融機関名・支店名	
口座番号	普通・当座
(フリガナ) 口座名義人	

- ※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要となります。
- ※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

年 月 日

佐渡市長 様

住 所

氏 名 印

佐渡市雇用機会拡充事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた佐渡市雇用機会拡充事業補助金について、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第15条第1項による確定金額）

_____ 円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除金額

_____ 円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除額

_____ 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

_____ 円

※積算の内容がわかる別紙資料を添付してください。

(別紙)

- 1 事業所等の名称

- 2 所在地

- 3 補助金確定額

- 4 仕入控除税額の概要

※添付書類

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- ・特定収入割合がわかる書類

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



佐渡市雇用機会拡充事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした佐渡市雇用機会拡充事業補助金については、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 補助事業の名称

(年 月 日付け 第 号)

2 補助金の交付決定 (確定) 額 円

3 補助金の既払額 円

4 返還すべき額 円

5 返還期限 年 月 日

6 返還を命ずる理由

7 返還方法

8 加算金

佐渡市補助金等交付規則第 19 条第 1 項の規定により、 年 月 日 (補助金等の受領日) から 4 の額の納付を完了した日までの日数に応じ、4 の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した額の加算金を納付してください。

9 延滞金

5 の返還期限までに 4 の額を納付されない場合は、佐渡市補助金等交付規則第 19 条第 4 項の規定により、 年 月 日から 4 の納付を完了した日までの日数に応じ、その納付されなかった額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければなりません。

年 月 日

佐渡市長 様

住 所

氏 名 印

佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 事業補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 取下げ理由

年 月 日

佐渡市長 様

住 所

氏 名 印

佐渡市雇用機会拡充事業補助金産業財産権等届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた佐渡市雇用機会拡充事業補助金に係る事業について、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第20条の規定により届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

佐渡市雇用機会拡充事業補助金取得財産等管理台帳（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

- 1 対象となる取得財産等は、佐渡市雇用機会拡充支援事業補助金交付要綱第21条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、（ア）事務用品備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

佐渡市雇用機会拡充事業補助金取得財産等明細表（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

- 1 対象となる取得財産等は、佐渡市雇用機会拡充支援事業補助金交付要綱第21条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、（ア）事務用品備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

印

佐渡市雇用機会拡充事業補助金財産処分等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた佐渡市雇用機会拡充事業補助金により取得（又は効用が増加）した財産について、下記のとおり処分したいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第22条第2項の規定により、申請します。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

(1) 処分する財産の名称

(2) 処分の方法

（交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。）

(3) 金額

(4) 取得年月日

(5) 処分年月日

(6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



佐渡市雇用機会拡充事業補助金財産処分等承認審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった佐渡市雇用機会拡充事業補助金により取得した財産の処分については、（承認する・承認しない）ことに決定したので佐渡市雇用拡充事業補助金交付要綱第22条第3項の規定により通知します。

年 月 日

佐渡市長 様

住所

氏名

印

佐渡市雇用機会拡充事業補助金収益状況報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた佐渡市雇用機会拡充事業補助金による事業で得られた産業財産権等の譲渡等により収益があったため、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第23条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額

円

2 報告期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 収益状況

(単位：円)

産業財産権等の名称、 又は財産分配の概要	収益額	算出根拠

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

㊟

佐渡市雇用機会拡充事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった佐渡市雇用機会拡充事業の遂行状況を、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第25条第2項の規定により報告します。

1 事業の遂行状況

2 事業収支の遂行状況及び進捗率

(1) 収入状況

(2) 支出